

2022年9月30日

お客さま各位

朝銀西信用組合

当座勘定規定の改定について

平素は格段のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

全国銀行協会では2022年11月の「電子交換所」設立に伴い、全国各地に設置されている現在の手形交換所が全て廃止されることとなり、原則すべての手形、小切手類が「電子交換所」で取扱われることになります。

これに伴い当組合は、2022年11月4日から下記の通り当座勘定規定を改定いたします。

なお、改定日以前にご契約いただきましたお客さまにも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 改定日 2022年11月4日

2. 主な改定内容

○当座勘定規定の主な改正点

- ①振出人等への支払済手形の受戻し期限の設定、および同期限経過後の取扱い規定の追加
 - ②イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への追加
 - ③全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う個人信用情報センターへの登録規定の削除
- ※ 廃止日は電子交換所の交換決済開始日である2022年11月4日となります。

○手形用法・小切手用法の主な改正点

電子交換所システムの仕様を踏まえ以下の改正を行います。

- ①チェックライターにより金額印字を行う場合には3桁ごとに「,」（カンマ）を印字するよう規定を追加
- ②使用可能文字を一覧化し追加
- ③金額欄、金融機関名への記名捺印、訂正印等の押捺、金額複記または訂正等の記載被りを禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所（手形・小切手文句、手形・小切手番号欄）の追加

3. 対象となる規定等

○当座勘定規定（一般用）

- ・約束手形用法
- ・為替手形用法
- ・小切手用法

○当座勘定規定（専用約束手形口用）

- ・約束手形用法

※約束手形用法、為替手形用法、小切手用法は各手形帳、小切手帳の表紙裏面に記載されています。

なお、主な改正内容につきましては、「新旧対照表」をご確認ください。

○当座勘定規定（一般用）

改正後	現行
<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p>③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>①（同左）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>②（同左）</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>①～③（省略）</p> <p><u>④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</u></p> <p>⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p><u>⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>①～③（同左）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>④（同左）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>
<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 <u>（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）</u>を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>	<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>

<p>② <u>手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）</u>を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③ この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p>② 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③（同左）</p>
<p>第25条（解約）</p> <p>①～③（省略）</p> <p>④ <u>電子交換所</u>の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p>	<p>第25条（解約）</p> <p>①～③（省略）</p> <p>④ <u>手形交換所</u>の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p>
<p>第27条（<u>電子交換所</u>規則による取扱い）</p> <p>① この取引については、前各条のほか、<u>電子交換所</u>の規則に従って処理するものとします。</p> <p>② <u>電子交換所</u>で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。</p> <p>③ 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>	<p>第27条（<u>手形交換所</u>規則による取扱い）</p> <p>①この取引については、前各条のほか、<u>関係のある手形交換所</u>の規則に従って処理するものとします。</p> <p>②<u>関係のある手形交換所</u>で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。</p> <p>③前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>
<p><u>（削除）</u></p>	<p><u>第28条（個人情報センターへの登録）</u> <u>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u></p> <p><u>1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</u></p> <p><u>2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u></p> <p><u>3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</u></p>
<p>第<u>28</u>条（休眠預金等活用法に係る異動事由）</p>	<p>第<u>29</u>条（休眠預金等活用法に係る異動事由）</p>
<p>第<u>29</u>条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p>	<p>第<u>30</u>条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</p>

第30条（休眠預金等代替金に関する取扱い）	第31条（休眠預金等代替金に関する取扱い）
第31条（規定の変更）	第32条（規定の変更）
第32条（規定の交付）	第33条（規定の交付）

○当座勘定規定（専用約束手形口用）

改正後	現行
<p>第7条（手形の支払）</p> <p>① この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。</p> <p><u>② 前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p>③ 当座勘定の払戻しの場合には、当組合所定の請求手続をしてください。</p>	<p>第7条（手形の支払）</p> <p>①（同左）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>②（同左）</p>
<p>第8条（手形用紙）</p> <p>① 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p><u>② 当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</u></p> <p>③ 手形用紙の請求があつた場合には必要と認められる枚数を交付します。</p> <p>④ 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</p> <p><u>⑤ 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>⑥ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>第8条（手形用紙）</p> <p>①（同左）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>②～③（同左）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>
<p>第14条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名 <u>（電磁的記録により当組合に画像として送信</u></p>	<p>第14条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意</p>

<p><u>されるものを含みます</u>)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>② 手形として使用された用紙(<u>電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます</u>)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③ この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p>をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>② 手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③ (同左)</p>
<p>第22条(解約)</p> <p>①～④(省略)</p> <p>⑤ <u>電子交換所</u>の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p>	<p>第22条(解約)</p> <p>①～④(省略)</p> <p>⑤ <u>手形交換所</u>の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p>
<p>第24条(<u>電子交換所</u>規則による取扱い)</p> <p>①この取引については、前各条のほか、<u>電子交換所</u>の規則に従って処理するものとします。</p> <p>②<u>電子交換所</u>で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。</p> <p>③前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>	<p>第24条(<u>手形交換所</u>規則による取扱い)</p> <p>①この取引については、前各条のほか、<u>関係のある手形交換所</u>の規則に従って処理するものとします。</p> <p>②<u>関係のある手形交換所</u>で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。</p> <p>③前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>第25条(個人情報センターへの登録)</u></p> <p><u>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u></p>

	<u>1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</u> <u>2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u> <u>3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</u>
第 25 条 (休眠預金等活用法に係る異動事由)	第 26 条 (休眠預金等活用法に係る異動事由)
第 26 条 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)	第 27 条 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)
第 27 条 (休眠預金等代替金に関する取扱い)	第 28 条 (休眠預金等代替金に関する取扱い)
第 28 条 (規定の変更)	第 29 条 (規定の変更)
第 29 条 (規定の交付)	第 30 条 (規定の交付)

○約束手形用法

改正後	現行																																
<p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字 (算用数字、1、2、3…) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「〒」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を<u>印字するほか、3桁ごとに「,」</u>を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。</u></p>	<p>4. (1) (同左)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字 (算用数字、1、2、3…) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「〒」を、その終わりには※、★などの終止符号を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、弍、参、拾</u>など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p><u>(新設)</u></p>																																
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名に重ならないようにしてください。</u></p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p>																																
<p>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="3">1</td> <td colspan="4">2</td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>壹</td> <td>壹</td> <td>弍</td> <td>弍</td> <td>弍</td> <td>貳</td> <td>貳</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">3</td> <td colspan="2">4</td> <td colspan="3">5</td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>参</td> <td>参</td> <td>四</td> <td>泗</td> <td>肆</td> <td>五</td> <td>伍</td> </tr> </table>		1			2				漢数字	壹	壹	弍	弍	弍	貳	貳		3		4		5			漢数字	参	参	四	泗	肆	五	伍	<p><u>(新設)</u></p>
	1			2																													
漢数字	壹	壹	弍	弍	弍	貳	貳																										
	3		4		5																												
漢数字	参	参	四	泗	肆	五	伍																										

	<u>6</u>	<u>7</u>	<u>8</u>				
漢数字	六	陸	七	漆	質	八	捌
	<u>9</u>	<u>10</u>	<u>100</u>				
漢数字	九	玖	拾	仕	百	陌	佰
	<u>1,000</u>	<u>10,000</u>					
漢数字	千	仟	阡	万	萬		

〈その他〉 金、円、圓 (円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

○為替手形用法

改正後	現行											
<p>5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字 (算用数字、1、2、3…) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号<u>を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</u></p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p>(4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. (1) (同左)</p> <p>(2) 金額をアラビア数字 (算用数字、1、2、3…) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符号を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、弍、参、拾など</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p><u>(新設)</u></p>											
<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p>											
<p><u>●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧</u></p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td><u>1</u></td> <td><u>2</u></td> </tr> <tr> <td>漢数字</td> <td>壹</td> <td>壹</td> <td>弍</td> <td>弍</td> <td>弍</td> <td>貳</td> <td>貳</td> </tr> </table>		<u>1</u>	<u>2</u>	漢数字	壹	壹	弍	弍	弍	貳	貳	<p><u>(新設)</u></p>
	<u>1</u>	<u>2</u>										
漢数字	壹	壹	弍	弍	弍	貳	貳					

	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	
漢数字	参	肆	伍	
	<u>6</u>	<u>7</u>	<u>8</u>	
漢数字	六	七	八	
	<u>9</u>	<u>10</u>	<u>100</u>	
漢数字	九	拾	百	
	<u>1,000</u>	<u>10,000</u>		
漢数字	千	万		

〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

○小切手用法（全面改訂）

〈小切手用法〉

- この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。
- 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
- 金額は所定の金額欄に記入してください。
 - 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「、」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
 - 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
 - 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
- 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。
金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。
ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名に重なることがないようにしてください。
- 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。
- 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙によりただちに届出てください。
- 小切手用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>6</u>	<u>7</u>												
漢数字	壹	壹	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質

	<u>8</u>	<u>9</u>	<u>10</u>	<u>100</u>	<u>1,000</u>	<u>10,000</u>								
漢数字	八	捌	九	玖	拾	仕	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以上